④ 伐採方法が間伐の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

十和	田市長	様
----	-----	---

令和4年10月1日 住所 ○○市○○町1-2 (伐採の始期の30~90日前であり、適正。 届出人 氏名 △△森林組合 組合長 森林 花子

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3	備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積 は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3届出人 氏名 △△森林組合 組合長 森林 花子

1	伐採の計画	全ての地番の合計面積を記載する。	
1	伐 採 面 積	2. 00ha	(大採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方
	伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐) 間伐 伐採率 30%	法に照らして適正な伐採率と なっているか? (伐採後の造林が必要となる
	作業委託先		ような、過大な伐採率となっていないことを確認)
	伐 採 樹 種	ヒノキ	
	伐 採 齢	35	伐採の始期が届出日以降 30
	伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日	~90 日であり、適正
	集材方法	集材路・架線・その他()	
	集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m · 延長 m	

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞ まつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して 記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も 多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢と を「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

_	10 15 10 5 34 11 5 31 -	
1	伐採後の浩林の計画	ĺ

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

			MENT CHENT	•			
凒	造林面積(A+B+C+D)				— ha		
	人	Ţ	L造林による面積(A+B)	١		— ha	
		框	直栽による面積(A)			— ha	
		人	、工播種による面積 (B)		は更新を伴わない であるため、伐採後	— ha	
	天然更新による面積(C+D の造			林の計画は不要	— ha		
		H	ぼう芽更新による面積 (C)	١		— ha	
			天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し その他(・植込み・)・なし	
		天	E然下種更新による面積 (1	D)		- ha	
			天然更新補助作業の有無		地表処理・刈出し その他(・植込み・)・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 エ 造 林 (植栽・人工播種)						
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)	_	-	— ha			_
5年後において 適確な更新が なされない場合	_	_	— ha	- 本		_

(3)	伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
2	備	背考
ļ		

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその 用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率 的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林
 - として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林 する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採 後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ 記載すること。